

教第87号議案

神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則の件

神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会職員衛生管理規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員衛生管理規則（昭和27年4月教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「本市に勤務する医師のうちから」を「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により医師のうちから」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

産業医資格の変更に伴い、規則を改正する必要があるため。

(参考)

神戸市教育委員会職員衛生管理規則 ぬきがき

(現 行)

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1), (2)略

(3) 産業医 本市に勤務する医師のうちから、教育長が選任した者をいう。

(4)略

(改正後)

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により医師の

うちから